

## 2 . 大阪市港湾施設使用料

大阪市港湾施設条例（昭和 39 年 4 月 1 日大阪市条例第 76 号）

大阪港湾局

令和 3 年 4 月 1 日現在

<p>岸 壁</p>	<p>係留船舶総トン数 1 トンにつき（総トン数の 1 トン未満の端数については、これを切り捨てる。）          係留 12 時間まで          内航船舶 11 円 05 銭          外航船舶 10 円 5 銭</p> <p>ただし、内航旅客船に限り次の料率による。          係留時間が 1 時間以内のとき 3 円 68 銭          係留時間が 1 時間を超え 2 時間以内のとき 7 円 37 銭          係留時間が 2 時間を超え 12 時間以内のとき 11 円 05 銭          係留時間が 12 時間を超えた場合は、その超えた時間 12 時間までごとに係留船舶総トン数 1 トンにつき内航船舶 7 円 37 銭、外航船舶 6 円 70 銭を加算する。</p>																																										
<p>係船浮標  ドルフィン</p>	<table border="0"> <tr> <td>係留 12 時間まで</td> <td>内航船舶</td> <td>外航船舶</td> </tr> <tr> <td>総トン数 1,000 トン未満の船舶</td> <td>4,440 円</td> <td>4,040 円</td> </tr> <tr> <td>総トン数 3,000 トン未満の船舶</td> <td>8,880 円</td> <td>8,080 円</td> </tr> <tr> <td>総トン数 5,000 トン未満の船舶</td> <td>13,320 円</td> <td>12,110 円</td> </tr> <tr> <td>総トン数 10,000 トン未満の船舶</td> <td>20,000 円</td> <td>18,190 円</td> </tr> <tr> <td>総トン数 15,000 トン未満の船舶</td> <td>33,300 円</td> <td>30,300 円</td> </tr> <tr> <td>総トン数 15,000 トン以上の船舶</td> <td>39,980 円</td> <td>36,350 円</td> </tr> </table> <p>係留時間が 12 時間を超えた場合は、その超えた時間 12 時間までごとに次の金額を加算する。</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>内航船舶</td> <td>外航船舶</td> </tr> <tr> <td>総トン数 1,000 トン未満の船舶</td> <td>2,950 円</td> <td>2,690 円</td> </tr> <tr> <td>総トン数 3,000 トン未満の船舶</td> <td>5,920 円</td> <td>5,390 円</td> </tr> <tr> <td>総トン数 5,000 トン未満の船舶</td> <td>8,880 円</td> <td>8,080 円</td> </tr> <tr> <td>総トン数 10,000 トン未満の船舶</td> <td>13,340 円</td> <td>12,130 円</td> </tr> <tr> <td>総トン数 15,000 トン未満の船舶</td> <td>22,220 円</td> <td>20,200 円</td> </tr> <tr> <td>総トン数 15,000 トン以上の船舶</td> <td>26,660 円</td> <td>24,240 円</td> </tr> </table>	係留 12 時間まで	内航船舶	外航船舶	総トン数 1,000 トン未満の船舶	4,440 円	4,040 円	総トン数 3,000 トン未満の船舶	8,880 円	8,080 円	総トン数 5,000 トン未満の船舶	13,320 円	12,110 円	総トン数 10,000 トン未満の船舶	20,000 円	18,190 円	総トン数 15,000 トン未満の船舶	33,300 円	30,300 円	総トン数 15,000 トン以上の船舶	39,980 円	36,350 円		内航船舶	外航船舶	総トン数 1,000 トン未満の船舶	2,950 円	2,690 円	総トン数 3,000 トン未満の船舶	5,920 円	5,390 円	総トン数 5,000 トン未満の船舶	8,880 円	8,080 円	総トン数 10,000 トン未満の船舶	13,340 円	12,130 円	総トン数 15,000 トン未満の船舶	22,220 円	20,200 円	総トン数 15,000 トン以上の船舶	26,660 円	24,240 円
係留 12 時間まで	内航船舶	外航船舶																																									
総トン数 1,000 トン未満の船舶	4,440 円	4,040 円																																									
総トン数 3,000 トン未満の船舶	8,880 円	8,080 円																																									
総トン数 5,000 トン未満の船舶	13,320 円	12,110 円																																									
総トン数 10,000 トン未満の船舶	20,000 円	18,190 円																																									
総トン数 15,000 トン未満の船舶	33,300 円	30,300 円																																									
総トン数 15,000 トン以上の船舶	39,980 円	36,350 円																																									
	内航船舶	外航船舶																																									
総トン数 1,000 トン未満の船舶	2,950 円	2,690 円																																									
総トン数 3,000 トン未満の船舶	5,920 円	5,390 円																																									
総トン数 5,000 トン未満の船舶	8,880 円	8,080 円																																									
総トン数 10,000 トン未満の船舶	13,340 円	12,130 円																																									
総トン数 15,000 トン未満の船舶	22,220 円	20,200 円																																									
総トン数 15,000 トン以上の船舶	26,660 円	24,240 円																																									
<p>コンテナ搬送用 台車置場</p>	<p>専用使用料 1 平方メートルまでごとに 1 月 394 円</p>																																										
<p>荷役機械</p>	<p>起重機  揚力 30.5 トン（電動機、重量物用橋型）1 台 30 分につき 44,550 円</p>																																										

荷さばき地	1 一般使用料 1平方メートルまでごとに 1日	特級 1級 2級 3級 4級	12円98銭 11円74銭 8円53銭 7円64銭 6円39銭
	2 専用使用料 1平方メートルまでごとに 1月	特級 1級 2級 3級 4級	394円 331円 201円 180円 148円
上 屋	1 一般使用料 1平方メートルまでごとに 1日 高床式	特級 1級	37円54銭 28円8銭
	低床式	特級 1級 2級 3級 4級 5級	35円24銭 25円73銭 24円54銭 22円41銭 20円27銭 18円45銭
	2 専用使用料 1平方メートルまでごとに 1月 高床式	特級 1級	1,141円 853円
	低床式	特級 1級 2級 3級 4級 5級	1,067円 779円 703円 639円 565円 494円
船客上屋	1 一般使用料 1平方メートルまでごとに 1日 (1)事務所又は待合所として使用する場合	1級 2級	56円58銭 46円98銭
	(2)集会、展示会その他これらに類する催し のために使用する場合	1級 2級	113円 87円
	2 専用使用料 1平方メートルまでごとに 1月	1級 2級	1,696円 1,418円
	青果物上屋	1 一般使用料 1平方メートルまでごとに1日	1級 2級
2 専用使用料 1平方メートルまでごとに1月		1級 2級	1,122円 1,089円

コンテナ用 電源設備	<p>1 長さが 6.1 メートル以下のコンテナのために使用する場合 1 個 24 時間までごとに</p> <p>ただし、他のコンテナの上部に積み重ねて使用するときは、 1 個 24 時間までごとに 2,032 円とする。</p> <p>2 長さが 6.1 メートルを超えるコンテナのために使用する場合 1 個 24 時間までごとに</p> <p>ただし、他のコンテナの上部に積み重ねて使用するときは、 1 個 24 時間までごとに 3,207 円とする。</p>		<p>2,453 円</p> <p>4,050 円</p>
荷さばき施設 附設事務所	<p>1 一般使用料 1 平方メートルまでごとに 1 日</p> <p>2 専用使用料 1 平方メートルまでごとに 1 月</p>	<p>特級</p> <p>1 級</p> <p>2 級</p> <p>特級</p> <p>1 級</p> <p>2 級</p>	<p>39 円 49 銭</p> <p>26 円 21 銭</p> <p>24 円 54 銭</p> <p>1,174 円</p> <p>779 円</p> <p>725 円</p>
旅客乗降用渡橋	1 台 24 時間までごとに		51,260 円
木材整理場	専用使用料 1 平方メートルまでごとに 1 月		14 円 44 銭
貯炭場	専用使用料 1 平方メートルまでごとに 1 月		88 円 63 銭
船舶給水施設	<p>1 直接給水 基本額 20 立方メートルまで 超過額 1 立方メートルまでごとに ただし、自動給水施設については、0.44 立方メートルまでごとに 200 円とする。</p> <p>2 運搬給水 基本額 20 立方メートルまで 超過額 1 立方メートルまでごとに ただし、大阪港外においては 1 立方メートルにつき運搬距離 2 キロメートルまでごとに内航船舶 495 円、外航船舶 450 円を加算する。</p> <p>3 荒天の場合は 5 割、執務時間外の場合は 6 割を増徴する。ただし、自動給水施設については、この限りでない。</p>	<p>内航船舶</p> <p>14,080 円</p> <p>704 円</p> <p>内航船舶</p> <p>19,800 円</p> <p>990 円</p>	<p>外航船舶</p> <p>12,800 円</p> <p>640 円</p> <p>外航船舶</p> <p>18,000 円</p> <p>900 円</p>

駐 車 場	<p>1 普通自動車 1台1回30分までごとに ただし、市長が定める駐車場においては、駐車時間が30分以内の部分は無料とする。</p> <p>2 乗合自動車 1台1回5時間までごとに</p>	<p>180 円</p> <p>2,400 円</p>
有料浮棧橋	<p>係留時間が1時間以内の場合 係留船舶総トン数（1トン未満の端数については、これを切り捨てる。以下この項において同じ。）1トンにつき</p> <p>係留時間が1時間を超え2時間以内の場合 係留船舶総トン数1トンにつき</p> <p>係留時間が2時間を超える場合 係留時間が12時間以内のとき 係留船舶総トン数1トンにつき 係留時間が12時間を超えたときは、その超えた時間12時間までごとに係留船舶総トン数1トンにつき7円37銭を加算する。</p>	<p>3 円 68 銭</p> <p>7 円 37 銭</p> <p>11 円 05 銭</p>
有料廃棄物埋立護岸	専用使用料 廃棄物1トンまでごとに	2,420 円

#### 備考

- 1 荷さばき地、上屋、船客上屋、青果物上屋及び荷さばき施設附設事務所の等級については、市規則で定める。
- 2 執務時間外とは、次に掲げるものをいう。
  - (1) 第2号から第4号までに掲げる日以外の日の午後5時15分から翌日の午前9時まで
  - (2) 日曜日
  - (3) 休日
  - (4) 1月2日及び3日並びに12月29日、30日及び31日
- 3 この表の駐車場の項において、「普通自動車」とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する普通自動車をいい、「乗合自動車」とは、同条に規定する大型自動車で、専ら人を運搬する構造のものをいう。

一体として使用する港湾施設

岸壁又は物揚場と荷さばき地を一体として使用する場合の料金

岸 壁	<p>1 外航船舶以外の船舶 係留船舶総トン数1トンにつき（総トン数の1トン未満の端数については、これを切り捨てる。） 係留12時間まで 11円05銭 ただし、旅客船に限り次の料率による。 係留時間が1時間以内のとき 3円68銭 係留時間が1時間を超え2時間以内のとき 7円37銭 係留時間が2時間を超え12時間以内のとき 11円05銭 係留時間が12時間を超えた場合は、その超えた時間12時間までごとに係留船舶総トン数1トンにつき7円37銭を加算する。</p> <p>2 外航船舶 係留船舶総トン数1トンにつき（総トン数の1トン未満の端数については、これを切り捨てる。） 係留12時間まで 10円5銭 係留時間が12時間を超えた場合は、その超えた時間12時間までごとに係留船舶総トン数1トンにつき6円70銭を加算する。</p>
荷さばき地	<p>1 基本料 (1) 1級 岸壁又は物揚場への係留12時間まで 総トン数 550トン未満の船舶 4,436円 総トン数 3,000トン未満の船舶 49,300円 総トン数 8,000トン未満の船舶 73,615円 総トン数 8,000トン以上の船舶 98,622円  岸壁又は物揚場への係留時間が12時間を超えた場合は、その超えた時間12時間までごとに次の金額を加算する。 総トン数 550トン未満の船舶 2,956円 総トン数 3,000トン未満の船舶 32,863円 総トン数 8,000トン未満の船舶 49,070円 総トン数 8,000トン以上の船舶 65,748円  (2) 2級 岸壁又は物揚場への係留12時間まで 総トン数 550トン未満の船舶 4,436円 総トン数 3,000トン未満の船舶 28,557円 総トン数 8,000トン未満の船舶 42,563円 総トン数 8,000トン以上の船舶 56,748円  岸壁又は物揚場への係留時間が12時間を超えた場合は、その超えた時間12時間までごとに次の金額を加算する。 総トン数 550トン未満の船舶 2,956円 総トン数 3,000トン未満の船舶 19,035円 総トン数 8,000トン未満の船舶 28,380円 総トン数 8,000トン以上の船舶 37,828円</p>

荷さばき地	(3) 3級		
	岸壁又は物揚場への係留 12 時間まで		
	総トン数 550 トン未満の船舶		4,436 円
	総トン数 3,000 トン未満の船舶		7,896 円
	総トン数 8,000 トン未満の船舶		11,701 円
	総トン数 8,000 トン以上の船舶		15,776 円
	岸壁又は物揚場への係留時間が 12 時間を超えた場合は、その超えた時間 12 時間までごとに次の金額を加算する。		
	総トン数 550 トン未満の船舶		2,956 円
	総トン数 3,000 トン未満の船舶		5,263 円
	総トン数 8,000 トン未満の船舶		7,803 円
	総トン数 8,000 トン以上の船舶		10,517 円
	(4) 4級		
	岸壁への係留 1 時間まで		
	総トン数 550 トン未満の船舶		1,477 円
	総トン数 3,000 トン未満の船舶		9,520 円
	総トン数 8,000 トン未満の船舶		14,183 円
	総トン数 8,000 トン以上の船舶		18,908 円
	岸壁への係留時間が 1 時間を超え 2 時間以内のとき		
	総トン数 550 トン未満の船舶		2,956 円
	総トン数 3,000 トン未満の船舶		19,035 円
	総トン数 8,000 トン未満の船舶		28,380 円
	総トン数 8,000 トン以上の船舶		37,828 円
	岸壁への係留時間が 2 時間を超え 12 時間以内のとき		
総トン数 550 トン未満の船舶		4,436 円	
総トン数 3,000 トン未満の船舶		28,557 円	
総トン数 8,000 トン未満の船舶		42,563 円	
総トン数 8,000 トン以上の船舶		56,748 円	
岸壁への係留時間が 12 時間を超えた場合は、その超えた時間 12 時間までごとに次の金額を加算する。			
総トン数 550 トン未満の船舶		2,956 円	
総トン数 3,000 トン未満の船舶		19,035 円	
総トン数 8,000 トン未満の船舶		28,380 円	
総トン数 8,000 トン以上の船舶		37,828 円	
2 滞貨料			
船舶の係留前又は離係後に 24 時間を超えて貨物が滞留する場合			
1 平方メートルまでごとに			
24 時間を超えて滞留する時間 24 時間までごとに 1 日とし			
	15 日まで	1 日につき 18 円 15 銭	
	16 日以後	1 日につき 27 円 75 銭	

備考 荷さばき地の等級については、市規則で定める。

臨港道路及び橋梁、運河及び水域を占有する場合の料金並びに土砂を採取する場合の料金

臨 港 道 路 及 び 橋 梁	1 電柱並びにその支柱及び支線柱			
	第1種電柱並びにその支柱及び支線柱	1本につき	1年	4,600円
	第2種電柱並びにその支柱及び支線柱	1本につき	1年	7,000円
	第3種電柱並びにその支柱及び支線柱	1本につき	1年	9,500円
	2 電話柱並びにその支柱及び支線柱			
	第1種電話柱並びにその支柱及び支線柱	1本につき	1年	4,100円
	第2種電話柱並びにその支柱及び支線柱	1本につき	1年	6,500円
	第3種電話柱並びにその支柱及び支線柱	1本につき	1年	9,000円
	3 前2号に掲げるもの以外の柱類			
	1本につき		1年	180円
	4 変圧塔、送電塔その他これらに類するもの及び公衆電話所			
	1個につき		1年	8,200円
	5 線類による占有			
	上空に設けられるもの			
	1メートルまでごとに		1年	20円
	地下に設けられるもの			
	1メートルまでごとに		1年	10円
	6 変圧器			
	路上に設けられるもの			
	1個につき		1年	4,000円
	地下に設けられるもの			
1平方メートルまでごとに		1年	2,400円	
7 郵便差出箱及び信書便差出箱				
1個につき		1年	3,400円	
8 広告塔その他これに類するもの				
1平方メートルまでごとに		1年	3,600円	
9 ガス管、水道管、下水道管その他これらに類するもの				
外径が0.07メートル未満のもの				
1メートルまでごとに		1年	170円	
外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの				
1メートルまでごとに		1年	240円	
外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの				

臨 港 道 路 及 び 橋 梁	1メートルまでごとに 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	1年	370円
	1メートルまでごとに 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	1年	490円
	1メートルまでごとに 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	1年	730円
	1メートルまでごとに 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	1年	980円
	1メートルまでごとに 外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	1年	1,700円
	1メートルまでごとに 外径が1メートル以上のもの	1年	2,400円
	1メートルまでごとに	1年	4,900円
	10 マンホール、洞道その他これらに類するもの 1平方メートルまでごとに	1年	2,400円
	11 鉄道、軌道その他これらに類するもの 1平方メートルまでごとに	1年	3,600円
	12 日除けその他これに類するもの 1平方メートルまでごとに	1年	970円
	13 上空の通路その他これらに類するもの 1平方メートルまでごとに	1年	5,000円
	14 地下の通路その他これに類するもの 1平方メートルまでごとに	1年	3,000円
	15 看板 突出看板 表示面積1平方メートルまでごとに	1年	3,770円
	その他のもの 表示面積1平方メートルまでごとに	1年	9,900円
	16 標識 1本につき	1年	6,500円
	17 太陽光発電設備及び風力発電設備 1平方メートルまでごとに	1年	3,600円
	18 工事用板囲、工事用材料 1平方メートルごとに	1月	990円
	19 前各号に掲げるもののほか、港湾の利用の効率化を図るもの 1平方メートルまでごとに	1月	近傍類似の土地の時価に1,000分の5を乗じて得た額



運 河	<p>1 工作物等の築造を伴う占有  (1)起重機等による水域の上空の占有  1平方メートルまでごとに 1年 360円  (2)栈橋、係船柱等による占有  1平方メートルまでごとに 1年 720円  ただし、工作物のうち係船柱、係船浮標等で1基1平方メートルに満たないものは、1平方メートルとして計算する。</p> <p>2 工作物等の築造を伴わない占有  1平方メートルまでごとに 1年 165円</p>
水域占用料	<p>1 工作物を伴う占有  (1)起重機等による水域の上空の占有  1年につき、1平方メートルまでごとに 360円  (2)(1)に掲げる占有以外の占有  1年につき、1平方メートルまでごとに 720円  係船柱、係船浮標その他これらに類するもので1基1平方メートルに満たないものについては、1基1平方メートルとして計算する。</p> <p>2 工作物を伴わない占有  1年につき、1平方メートルまでごとに 165円</p>
土砂採取料	<p>1立方メートルまでごとに 150円</p>

(注) 水域占用料・土砂採取料は、「大阪港港湾区域内における水域占用料等に関する条例」及び「大阪港港湾区域内における水域占用料等に関する条例施行規則」による。

#### 備考

- 1 この表において「第1種電柱」、「第2種電柱」又は「第3種電柱」とは、それぞれ道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「法施行令」という。）別表備考第3号に規定する第1種電柱、第2種電柱又は第3種電柱をいう。
- 2 この表において「第1種電話柱」、「第2種電話柱」又は「第3種電話柱」とは、それぞれ法施行令別表備考第4号に規定する第1種電話柱、第2種電話柱又は第3種電話柱をいう。
- 3 この表において「突出看板」とは、建物、塀その他の工作物又は物件に添加され、臨港道路又は橋梁の区域内に突出する看板をいう。
- 4 この表において「表示面積」とは、法施行令別表備考第6号に規定する表示面積をいう。